

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成22年4月2日(2010.4.2)

【公開番号】特開2008-218545(P2008-218545A)

【公開日】平成20年9月18日(2008.9.18)

【年通号数】公開・登録公報2008-037

【出願番号】特願2007-51090(P2007-51090)

【国際特許分類】

H 01 L 21/306 (2006.01)

H 01 L 21/304 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/306 R

H 01 L 21/304 6 4 3 A

H 01 L 21/304 6 4 3 C

【手続補正書】

【提出日】平成22年2月17日(2010.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 8】

ここで、第2ノズル16の固定位置NPをウェーハ外周端からウェーハ半径方向内側に向って-10~20mmの範囲内に限定したのは、-10mm未満では第2ノズル16からの薬液がウェーハにかかるないという不具合があり、20mmを越えると面内の平坦度に影響を与えるという不具合があるからである。また第2ノズル16から吐出されるエッティング液15の流量NFを0.1~3リットル/分の範囲内に限定したのは、0.1リットル/分未満では第2ノズル16からの薬液の効果が十分に得られないという不具合があり、3リットル/分を越えると面内の平坦度に影響を与えるという不具合があるからである。G/Bを50~1000の範囲内に限定したのは、50未満ではガスの供給流速を十分に得られず、1000を越えるとガスの供給が容易でないからである。ウェーハ11の回転速度を200~800rpmの範囲内に限定したのは、200rpm未満では薬液の回りこみが強くなりすぎるという不具合があり、800rpmを越えると加工後にウェーハの平坦度を確保することが困難になるという不具合があるからである。